

# メーター周辺部施工標準図【φ40ミリ以上】

(奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程第3条第2項、第13条、第14条によるもの)

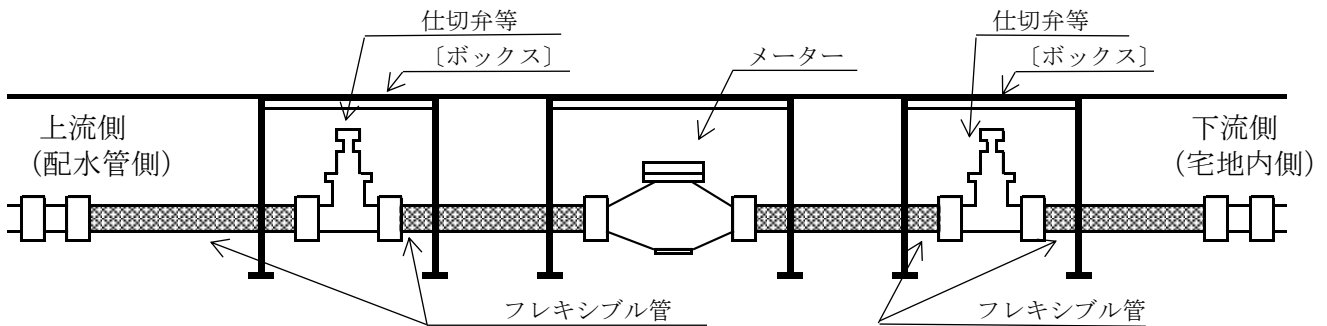
このメーター周辺部施工標準図（以下「標準図」という。）は、φ40ミリ以上のメーター周辺部に関する給水管及び給水用具の構造及び材質を定めるものである。

給水管がφ25ミリ以下の場合や、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する仕切弁又は止水栓までの標準図については「給水装置工事施工標準図」によるものとする。また、市の水道メーター（以下「メーター」という。）及び量水器ボックスについては「メーター及び量水器ボックス寸法表」「奈良市企業局量水器ボックス承認材料一覧」によるものとする。なお、パイプスペース内等でこの構造が困難な場合は別途協議とする。

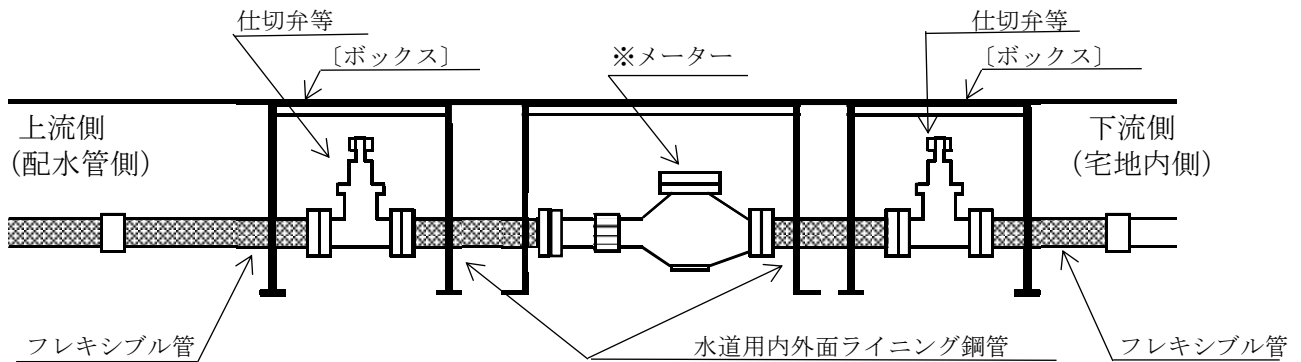
この標準図において、用語の定義は以下のとおりである。

- (1) 仕切弁等 仕切弁等とは甲止水栓、スリースバルブ（埋設用）、仕切弁、ソフトシール仕切弁とする。ボール弁は含まない。
- (2) ボックス 宅地内のボックスは「奈良市」及び「市章」は表記をしないこと。
- (3) フレキシブル管 継手の形状は「ユニオンナット×平行オネジ」とする。

## 1. φ40ミリメーター（ネジ式）周辺部

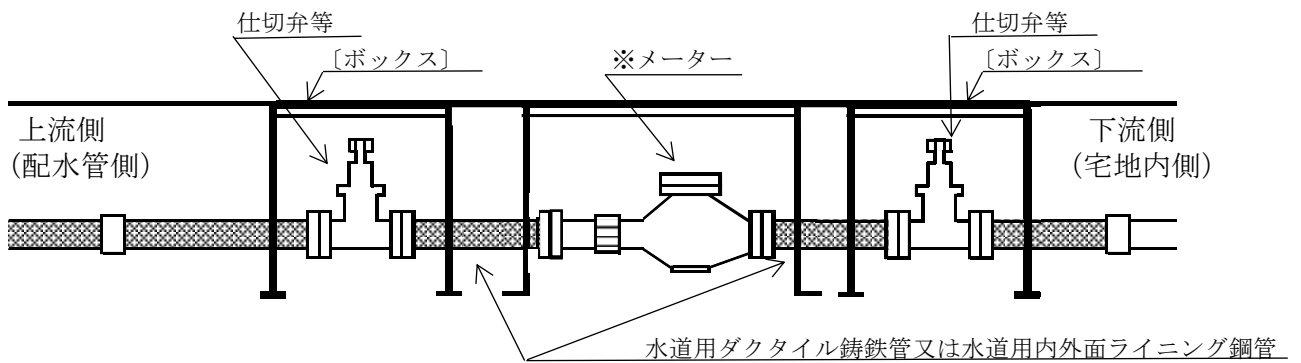


## 2. φ50ミリメーター（上水フランジ式）周辺部



※メーターの接続については、フランジ式（上水フランジ）となります。

## 3. φ75ミリ以上メーター（上水フランジ式）周辺部



※メーターの接続については、フランジ式（上水フランジ）となります。

なお、口径40ミリメートル以上のメーターを取り付ける場合は、メーターの前後1メートル以内に仕切弁等を設けなければならない。